(四)　地域再生拠点区域内における誘導施設の整備に関する事項等を地域再生土地利用計画に記載し、都道府県知事の同意を得たときは、当該施設の用に供する農地等の転用等の許可及び開発許可等の特例措置を講ずることとした。

4　1の(一)の(3)の事業が記載された地域再生計画が内閣総理大臣の認定を受けたときは、当該認定の日以後は、自家用有償旅客運送者（地域再生拠点区域内にその路線又は運送の区域の一部の区間又は区域が存する自家用有償旅客運送を行う者に限る。）は、旅客の運送に付随して、少量の郵便物、新聞紙その他の貨物（その集貨又は配達が認定地域再生計画に記載されている集落生活圏において行われるものに限る。）を運送することができることとした。（第一七条の一三関係）

5　認定地域再生計画に記載されている1の(一)の(4)の事業により遊休工場用地等に導入される産業は、農村地域工業等導入促進法の規定の適用については、工業等とみなすこととした。（第一七条の一四関係）

6　地域再生推進法人の指定の対象となる法人に、営利を目的としない法人を追加することとした。（第一九条関係）

7　罰則について所要の規定を設けることとした。（第三八条関係）

8　この法律は、附則第六条の規定を除き、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（法律第五〇号）（内閣府本府）

1　平成二六年から新たに導入した地方分権改革に関する提案募集方式に基づく地方公共団体の提案等を踏まえ、本年一月に閣議決定した対応方針に基づき、次の(一)及び(二)について、関係法律の改正を行うこととした。

(一)　住民に身近な行政を地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするため、農地転用の権限移譲を始めとして、国から地方公共団体又は都道府県から指定都市等への事務・権限の移譲等を行うこと。

(二)　地方が自らの発想でそれぞれの地域に合った行政を行うことができるようにするため、地方公共団体に対する義務付け・枠付けの見直し等を行うこと。

2　この法律は、一部の規定を除き、平成二八年四月一日から施行することとした。

◇財務省組織令の一部を改正する政令（政令第二五九号）（財務省）

1　財務省の所掌事務の円滑な遂行を図るため、大臣官房に置く審議官の定数を改めるとともに、特定国有財産に関し理財局が所掌する事務について、その円滑な遂行を図るため、同局内の各課における分担を変更する等、所要の改正を行うこととした。（第一一条、第四二条、第五〇条、第五二条及び第五三条関係）

2　この政令は、平成二七年七月一日から施行することとした。

◇国土交通省組織令の一部を改正する政令（政令第二六〇号）（国土交通省）

1　大臣官房に置かれる審議官及び参事官の定数を改めることとした。（第二〇条及び第二一条関係）

2　土地・建設産業局不動産市場整備課の所掌事務を変更することとした。（第七八条関係）

3　地方運輸局に交通政策部及び観光部を置くこととした。（第二一三条関係）

4　この政令は、平成二七年七月一日から施行することとした。

法律

独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律をここに公布する。

御名御璽

平成二十七年六月二十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第四十八号

独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律

（奄美群島振興開発特別措置法の一部改正）

第一条　奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四十九条」を「第五十一条」に、「第五十条―第五十四条」を「第五十二条―第五十六条」に、「第五十五条―第五十八条」を「第五十七条―第六十条」に、「第六十一条・第六十二条」を「第六十一条―第六十六条」に、「第六十三条―第六十九条」に改める。

第十七条第一項中「第六十一条、第六十二条」を「第六十四条、第六十五条」に、「第六十四条及び第六十六条」を「第六十七条及び第六十九条」に改める。

第六十六条を第六十九条とする。

第六十五条第二号中「第五十条」を「第五十二条」に改め、同条を第六十八条とし、第六十四条を第六十七条とし、第六十三条を第六十六条とする。

第六十二条第七号中「第五十五条第一項」を「第五十七条第一項」に改め、同条を第六十五条とし、第六十一条を第六十四条とし、第六章中同条の前に次の一条を加える。

第六十三条　第五十条の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第五章中第六十条を第六十二条とする。

第五十九条第五項中「第五十五条第一項」を「第五十七条第一項」に改め、同条を第六十一条とし、第四章第四節中第五十八条を第六十条とし、第五十五条から第五十七条までを二条ずつ繰り下げ、同章第三節中第五十四条を第五十六条とする。

第五十三条第一項中「第五十条第二号」を「第五十二条第二号」に改め、同条を第五十五条とし、第五十条から第五十二条までを二条ずつ繰り下げ、第四章第二節中第四十九条の次に次の二条を加える。

（役員及び職員の秘密保持義務）

第五十条　基金の役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（役員及び職員の地位）

第五十一条　基金の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

附則第三項中「第六十条」を「第六十二条」に改める。

附則第九項中「附則第五項」を「附則第六項」に、「附則第六項及び第七項」を「附則第七項及び第八項」に改め、同項を附則第十項とする。

附則第八項中「附則第五項」を「附則第六項」に改め、同項を附則第九項とする。